

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 29 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21720259

研究課題名（和文） 蘭領東インドにおける婚姻をめぐる法・規範の交錯

研究課題名（英文） Intertwining Norms and Laws on Marriage in the Dutch East Indies

研究代表者 山田 直子（NAOKO YAMADA）

東北大学・国際交流センター・講師

研究者番号：50421219

研究成果の概要（和文）：

本研究はオランダおよびインドネシアの文書館における文献調査と現地でのオーラルヒストリー調査を通して、近代インドネシアにおける婚姻の制度化の歴史を、オランダ植民地政府、現地知識人、村落社会という三つの視点から考察した。特に、伝統的に母系制を維持する社会慣習を守りながら、一方でイスラームという父系的な宗教規範が根強いスマトラ島ミナンカバウ社会を中心に分析し、植民地社会に存在した多様な規範が交錯する社会空間を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study explores the history of institutionalization of marriage in the Dutch East Indies from three view points; Dutch colonial government, local elites, and village communities. It conducted a series of archival research in both the Netherlands and Indonesia and oral history research in a village of West Sumatra. The analysis focused on a case of West Sumatra where society traditionally maintained matrilineal system and people have had faith in Islam and investigated the twentieth-century colonial society where various norms and laws were intertwined.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：東洋史

キーワード：東南アジア、婚姻と家族、法社会学、地域研究

## 1. 研究開始当初の背景

19世紀に西欧列強の植民地支配を経験した諸地域では、その下で形成された多元的な

司法制度が今日でも残存し、影響を及ぼしている場合が多い。西欧との関係が緊密化する以前には、個々のコミュニティが慣習や文化

を根拠とした規範を継承していたが、植民地支配下では近代法の導入による法制度の一元化が試みられた。しかし現地社会では、特に宗教や家族に関わる諸問題については、西欧近代法のすべてが受容されたわけではなく、引き続き自らの実践を慣習法や宗教法に求めており、結果として多元的な司法制度が形成されたことが判明している。

例えば、Richard Larviere が英領インドの事例、また Tamara Loos が西洋列強の強い干渉を受けたシヤムの事例を明らかにしている。このような地域においては、独立以降も家族をめぐる規範や法が近代法、慣習法、宗教法が複雑に交差しながら、国民の行為を規定している実態があり、今日的課題としても非常に重要である。

一方インドネシア近代史研究を概観すると、多くの研究が植民地期の政治運動や政治思想に注目する一方で、近代法と土着の規範や慣習の関係、特に家族法や婚姻法に関わる問題については十分に精査されてこなかった。

これらをふまえ、本研究では植民地支配下での近代法導入のプロセス、および現地社会における法や規範に対する認識と実践の歴史をインドネシアを事例として考察し、植民地化を経験した諸地域との比較を行う材料を提示する。また法や規範の多元性は現代インドネシアにとっても重要な問題の一つであるので、その起源を探り、国民国家形成のプロセスを理解するとともに、多民族国家の統合問題を考える鍵としたいと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、近代インドネシアにおける婚姻の制度化の歴史を、オランダ植民地政府、現地知識人、村落社会という三つの視点から考察し、植民地に存在した多様な法や規範が交錯する社会空間を理解することを目的とした。

### (1) 植民地政府の婚姻への介入

植民地政府はイスラームや土着規範に対して極力干渉しないという基本原則に則ってきたはずが、19世紀後半から導入される一連の婚姻条例によって、ローカルな権力関係への影響につながる展開を見せていた。植民地政府は原住民の婚姻を制限する規定を含めなかったが、1937年、政府はよりセンシティブな領域へと踏み込み始める。例えば、西洋の倫理規範から逸脱していると考えられた、イスラームの許容する一夫多妻婚を禁止する内容を含む条例の施行を試みた。しかしイスラーム勢力の激しい反発を受け、この条例の実現を断念した。それまで現地住民の婚姻の「文明化」は教育によって行うとしていた方針が転換する背景には何があったのか

を明らかにするとともに、婚姻をめぐる諸問題に対する政府の認識をオランダ議会や植民地政庁内部で行われた議論の分析から明らかにする。

### (2) 現地知識人の婚姻をめぐる言説

知識人による「婚姻」の解釈と意味付け、新たな規範の創出の過程を、複数の知識人集団（世俗エリート、イスラーム指導者層、女性の教育者や運動家）の言説を検討し具体的に描き出す。蘭領東インドでは「進歩」という言葉がクリシェとなり、当時急速な発展を見せていた各地の新聞・雑誌紙上で「進歩」の概念化が活発に行われた。既存の社会規範を様々な角度から検討することを意味したが、婚姻もその問題群の一つであった。本研究では、世俗エリート、イスラーム指導者、女性運動家などによって形成された重層的な婚姻言説を描くと同時に、イスラーム、慣習法、西欧的価値観・倫理観の影響を明らかにする。

### (3) 村落社会における婚姻慣行の歴史

ミクロな社会の分析として、共同体的社会に生きる人々が婚姻をどのように実践したのかを明らかにする。すでに2003年から1年間、西スマトラの一村で老人の生活史調査を実施している。この調査では、特に結婚と離婚、多妻婚、親子関係などについて聞き取りを行った。このデータの分析結果をふまえた上で、上記の課題を考察するために必要な補完的な調査を、同じ村落で行い、文献資料とつぎあわせながら、一村の婚姻の歴史を再構築する。

## 3. 研究の方法

本研究で三つの調査を行う。

(1) オランダ植民地政府が行った現地社会の婚姻への介入の歴史を明らかにするため、オランダの国立公文書館とKITLV（王立言語・文化・人類学研究所）、ライデン大学図書館に所蔵されている資料の調査・収集を行う。

(2) 婚姻という人間の営為に対する現地社会の知識人による解釈と意味付け、新たな規範の創出のプロセスを、世俗エリート、イスラーム指導者、女性の教育者や運動家といった複数存在する勢力内、また勢力間での議論を検討する。そのためにインドネシアの国立図書館に所蔵されている植民地期の雑誌や新聞を主要な文献資料としてテキスト分析を行う。

当時の出版物は新聞・雑誌以外に文学なども知の伝達媒体として著しい発展を見せはじめており、現地社会の出版活動の性格や内

容を把握するとともに、それらの出版物の分析も含めて考察を行う。

(3) ミクロな社会史的分析の試みとして、20世紀初頭の共同体的社会に生きる人々によってどのように婚姻が実践されていたのか、その営為を明らかにすることを目的とする村落調査を行う。まず2003年から2004年に実施した西スマトラにおける生活史の聞き取り調査資料の整理と分析を行い、不十分な点を明らかにした後、同一の村落に滞在してのフォローアップ調査を実施する。

#### 研究方法の特色

日本の伝統的な歴史学の研究方法では、文献が最も信頼性のある資料として認識されてきた。本研究は、ローカルな人々がものを書き残すという伝統の少ない地域における社会史研究を行い、統治者や知識人の視点に限定されない歴史経験の理解を目指すために、聞き取り調査を方法論として採用した。

調査を有効なものにするためには、データ・資料の信頼性を高めるための被調査者への働きかけと発言の精査、地域の特性などの深い理解が重要である。また調査値の「現在」と密接に関わりながら地域の過去を再構築するという意味で、本研究は歴史学と地域研究が融合したユニークなものであると言える。

#### 4. 研究成果

##### (1) 婚姻の制度化の歴史

植民地経営における現地住民の婚姻問題の位置づけを明らかにするために、2009年12月にオランダの公文書館において蘭領東インドの植民地行政文書を中心に文献調査を行った。特にオランダの議会資料や植民地政府と本国植民地省との間の通信記録を精査した。その結果、1937年に発生した激しい反政府運動を誘引した直接的な原因である「婚姻条例案」に関わる「極秘扱い」とされていた文書を入手することができた。これにより、現地社会の婚姻慣行に消極的な姿勢を維持していた政府が、積極的に介入する立場をとることになった背景が明らかとなった。

##### (2) 現地知識人の婚姻をめぐる言説

世俗的知識人およびイスラーム知識人による多妻婚をめぐる言説を分析した。先行研究では、1937年に植民地政府が多妻婚を禁止する条例案を提示した後の議論を中心に考察し、「西洋文明」と「非西洋文明/イスラーム」という二項対立で論じられる傾向があった。しかし、20世紀初頭の両者の言説を分析した結果、知識人によって展開されていた思索の営みはより豊かで複雑なものであったことが判明した。

この成果は2011年9月にオーストラリアのパーズで開催された国際会議において口頭発表を行い、また2012年3月に京都大学出版会より“Intertwining Norms and Laws in the Discourse of Polygamy in Early Twentieth-Century West Sumatra”というタイトルの論文が共著として出版された。

##### (3) 西スマトラ村落における婚姻の歴史

2度にわたって実施した西スマトラ村落での聞き取り調査のデータを使用し、20世紀初頭から中頃までの現地社会の婚姻慣習について分析を行った。その結果、当時の知識人が新聞や雑誌紙上で批判的に描き出していた「伝統的」婚姻慣習と実際の村落社会における慣行との乖離を明らかにした。

この成果は2011年11月の比較家族史学会大会において口頭発表を行った。また、今年度は本学会誌への投稿を予定している。

さらに2011年12月には聞き取り調査を再度実施し、20世紀半ばから現代にかけての婚姻慣行と村落社会の変化の相関関係を理解するためのデータを収集した。これにより、西スマトラ村落の婚姻慣習と規範の変容を、母系制社会制度や村落社会のおかれた環境の変容との関連性の検討も行った。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

1. 山田直子、西スマトラ社会の柔軟性-婚姻や家族に関する規範から」西芳実・山本博之編『学術研究と人道支援-2009年西スマトラ地震で壊れたもの・作られるもの』査読無、2010年、37-39
2. 山田直子、「ジェンダーの視点からみた西スマトラ村落コミュニティ」山本博之編『支援の現場と研究をつなぐ-2009年西スマトラ地震におけるジェンダー、コミュニティ、情報』査読無、2010年、42-46

[学会発表] (計5件)

1. 山田直子、「インドネシア母系制村落社会における婚姻と家族の歴史-個人史からみる近代的家族像」比較家族史学会、2011年11月5日、大阪
2. Naoko Yamada, “Discourse on Polygamy in Oetoesan Moelajoe: Conflicting Norms and Law in the Early 20<sup>th</sup> Century of West Sumatra” Indonesia Council Open Conference, Indonesia Council, September 28, 2011, Perth
3. 山田直子、「西スマトラ社会の柔軟性-婚姻や家族に関する規範から-」東南アジア

学会第 83 回研究大会パネル 3「学術研究  
と人道支援：2009 年西スマトラ地震で壊  
れたもの・つくられるもの」2010 年 6 月  
6 日、豊橋

4. 山田直子、「ジェンダーの視点からみた西  
スマトラ村落コミュニティ」東南アジア  
学会 支援の現場と研究をつなぐ-2009  
年 9 月西スマトラ地震におけるジェンダ  
ー、コミュニティ、情報-、2009 年 11 月  
25 日、東京
5. 山田直子、「オランダ植民地行政とジャウ  
イ文書」日本マレーシア研究会・京都大  
学地域研究統合情報センター、2009 年 6  
月 20 日、東京

〔図書〕(計 1 件)

1. Naoko Yamada, “Intertwining Norms  
and Laws in the Discourse of Polygamy in  
Early Twentieth-Century West Sumatra”  
Hayami, Koizumi, Songsamphan, and  
Tosakul (eds) *The Family in Flux in  
Southeast Asia, Institution, Ideology,  
Practice*, Kyoto: Kyoto University Press,  
pp.63-86, 2012

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山田 直子 (YAMADA NAOKO)

東北大学・国際交流センター・講師

研究者番号：50421219

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者  
( )

研究者番号：